

有窓階・無窓階

【無窓階(令10-1-5)】

- ・地上階のうち、避難上・消防活動上有効な開口部を有しない階。
- ・消防用設備等の規制が厳しくなる。

【有窓階となる条件(規5の3-1)】

①10階以下の階

- ・以下を合計した面積がその階の床面積の $\frac{1}{30}$ 以上あること。
 - (1)消防活動上有効な開口部が 2か所 以上あり、それらを合計した面積。
 - (2)避難上有効な開口部を合計した面積。

②11階以上の階

- (1)避難上有効な開口部を合計した面積がその階の床面積の $\frac{1}{30}$ 以上あること。

【消防活動上有効な開口部(規5の3-1)】

- ①直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部。
- ②幅 75cm 以上および高さ 1.2m 以上の開口部。

【避難上有効な開口部(規5の3-1)】

- ・直径 50cm 以上の円が内接することができる開口部

【開口部の条件(規5の3-2)】

- ・床面から開口部の下端までの高さは 1.2m 以内であること。
- ・道または道に通じる幅員 1 m 以上の通路、またはその他の空地に面したものであること。
ただし、11階以上は除く。
- ・格子その他の内部から容易に避難でき、かつ、外部から開放または容易に破壊し※1、進入できるものであること。 ※1 開口部が破壊できるか否かについては通達が出ているが、あらゆる条件が存在するため、自治体により考えが異なる。
- ・開口のため常時良好な状態に維持されていること。

